

## 1 計画策定の趣旨

少子高齢化が進む中で、全ての人々が生きがい感を持って安心して暮らすためには、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が必要です。

本県においては、平成13年に「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定し、平成14年に「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定しました。その後、平成18年に、この条例の基本理念に基づき「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定し、男女共同参画の実現に向けた様々な取組を推進してきました。

これまでの取組により、審議会等における女性の登用率が着実に上昇するなど女性の活躍の場は広がりを見せています。また、職場などでの具体的、実践的な取組を促進するための「ハッピー・パートナー企業（新潟県男女共同参画推進企業）」の登録が進み、企業等における男女共同参画の必要性の理解が進むなど、着実に成果を上げてきました。

平成23年度に実施した「男女平等社会づくりに向けた県民意識調査」における男女の地位の平等感について、前回調査（平成16年度）と比べ概ね上昇していますが、社会慣習（しきたり）における男女の地位の平等について「平等である」との回答は16.8%、「男性の方が優遇されている」は58.5%であるなど、性別による固定的な役割分担意識はまだ根強く残っており、なお一層の取組が求められているところです。

「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」は、平成24年度をもって計画期間が終了したことから、前計画の成果と課題を踏まえ、条例の基本理念にのっとり、男女共同参画社会の更なる発展・充実を目指し、第2次新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）を策定するものです。

## 2 計画策定の背景

### (1) 国連の動き

国連では、昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、メキシコで開催された「国際婦人年世界会議」において「平等・開発・平和」を目標に、各国がとるべき政策への指針となる「世界行動計画」を採択しました。

昭和54年（1979年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」の採択、昭和60年（1985年）の「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」等を経て、平成7年（1995年）に第4回世界女性会議（北京会議）が開催され、平成12年（2000年）までの行動指針である「行動綱領」が採択されました。

さらに、平成12年にニューヨークの国連本部で「女性2000年会議」が開催され「行動綱領」

の実施状況を検討及び評価するとともに、最終日に「政治宣言」と「北京宣言及び行動綱領のための更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成17年（2005年）には、1995年に北京で開催された第4回世界女性会議から10年目ということで定例の国連婦人の地位委員会を閣僚級会合に格上げして開催し、第4回世界女性会議で採択された北京宣言と行動綱領の全面履行の必要性を再確認した宣言を全会一致で採択しました。

平成21年（2009年）には、ニューヨーク国連本部での女子差別撤廃委員会において、我が国が国連に提出した女子差別撤廃条約実施状況第6回報告の審議が行われ、同委員会からの最終見解として、条約の更なる実施に向け、我が国に対して勧告が出されました。

平成22年（2010年）には、北京宣言及び行動綱領の採択から15年にあたることを記念し、ニューヨーク国連本部で「国連『北京+15』世界閣僚級会合」が開催され、「北京行動綱領」等を再確認し、実施に向けた国連やNGO等の貢献強化などの宣言等が採択されました。

## （2）国の動き

国においては、昭和52年に「国内行動計画」を策定し、向こう10年間の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにし、総合的、体系的な施策を推進してきました。

その結果、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（以下「男女雇用機会均等法」という。）の制定など法律や制度が整備されるなど、女性に関する施策の取組は大きく進み、昭和60年に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を批准しました。

また、平成6年には、男女共同参画社会の形成に向けて総合的、効果的に推進するために、内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置されました。

さらに、平成8年には、男女共同参画審議会による「男女共同参画ビジョン」の答申を受けた「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

平成11年には、男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、それに基づいた「男女共同参画基本計画」が平成12年12月12日に策定されました。

平成13年1月の中央省庁等の再編成によって、総理府の「男女共同参画室」が内閣府の「男女共同参画局」となり、内閣府に置かれる重要政策に関する会議の一つとして「男女共同参画会議」が設置され、推進体制が強化されました。

平成17年12月には、「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、平成22年12月には「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

また、関係法令をみると、男女雇用機会均等法や「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」という。）の改正、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、次世代育成支援対策推進法、少子化社会対策基本法の制定などの整備が行われました。

## （3）本県の動き

本県の女性行政の取組は、昭和52年に婦人問題担当窓口が設置されて以来、国の「国内行動計画」を基本に実施され、昭和60年に10年間の婦人施策の総合的指針として「新潟県婦人対策の方向」を策定しました。

平成4年には、民間有識者等で構成される女性問題協議会から提出された「新潟県婦人対策の方向の改定についての意見報告」を踏まえ、国内外の女性問題への取組促進に対応するために、「新潟県婦人対策の方向」を全面改定し、「にいがたオアシス女性プラン」を策定しました。

平成8年には、計画期間終了により、国の内外における女性問題解決への動きや、少子化、高齢化、国際化等の時代の流れに対応するため「ニューにいがた女性プラン」を策定しました。

平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画として「新潟・新しい波男女平等推進プラン」を策定しました。

平成14年には、「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」を制定し、条例に基づき「男女平等推進相談室」を新潟ユニゾンプラザ内に開設しました。

さらに、平成18年には、条例の基本理念に基づき、都道府県男女共同参画計画として「新潟県男女共同参画計画（男女平等推進プラン）」を策定しました。

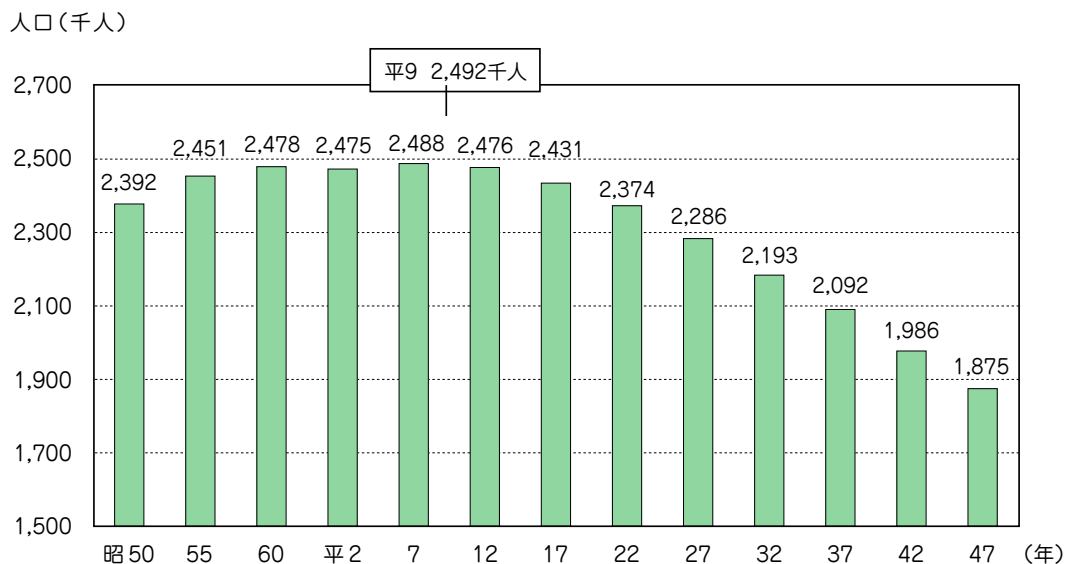
### 3 新潟県の人口・就業状況

#### (1) 人口減少と少子高齢化の進行

本県の人口は、死亡数が出生数を上回る状況や、県外への転出に歯止めがかからない状況などが続くことから、平成9年の249万2千人をピークに、今後、長期にわたり減少すると予測されています。

国立社会保障・人口問題研究所の平成19年の将来推計人口では、本県は平成42年に200万人を割り込み平成47年の人口は平成17年の8割まで減少します。

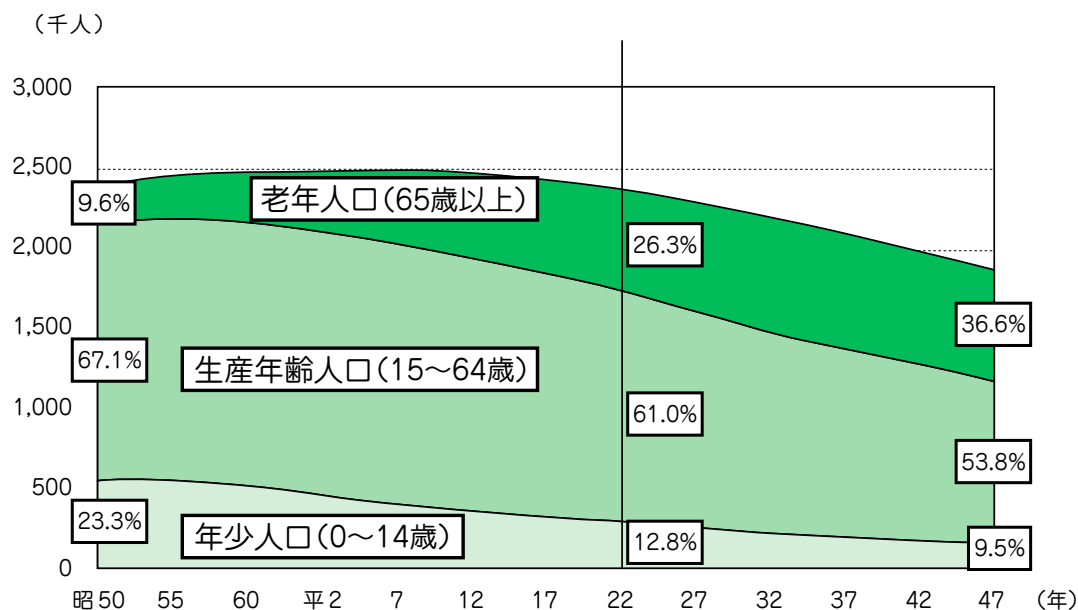
#### ◇人口の推移と将来推計



資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（平成27年度以降）

年齢区分別に見ると、年少人口（0～14歳）は、戦後一貫して減少しており、平成6年に老年人口（65歳以上）と逆転しました。また、生産年齢人口（15～64歳）も減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所の平成19年の将来推計人口では、平成47年の将来推計は、総人口の3人に1人が高齢者、そのうち3人に2人が75歳以上の後期高齢者となります。

◇年齢区分別人口推移と将来推計

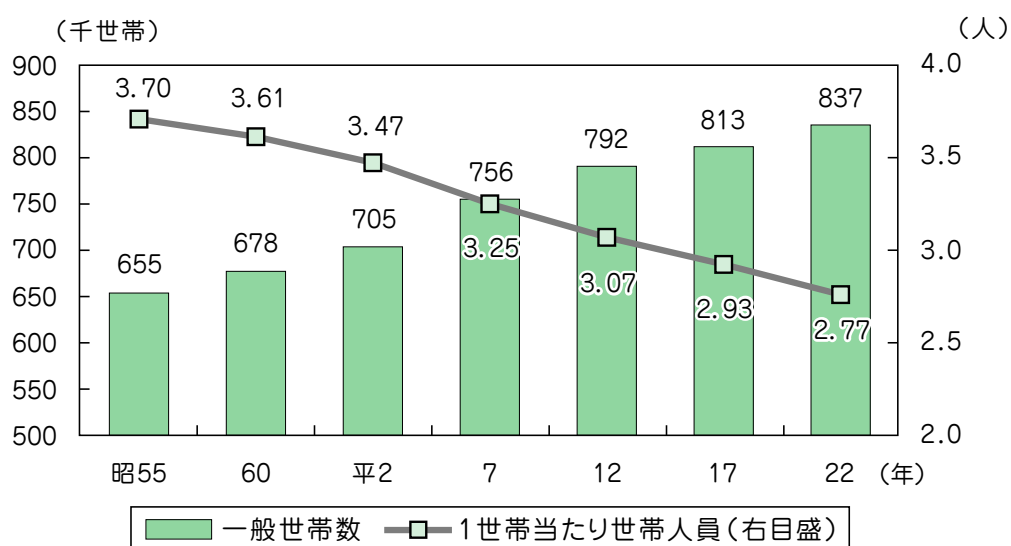


資料：国勢調査【総務省】、将来推計人口【国立社会保障・人口問題研究所】（平成27年度以降）

(2) 家族形態の変化

本県の一般世帯数は、単独世帯や核家族世帯の増加により、一貫して増加しています。また、一般世帯数が増加している一方、1世帯当たりの人員は減少を続けています。

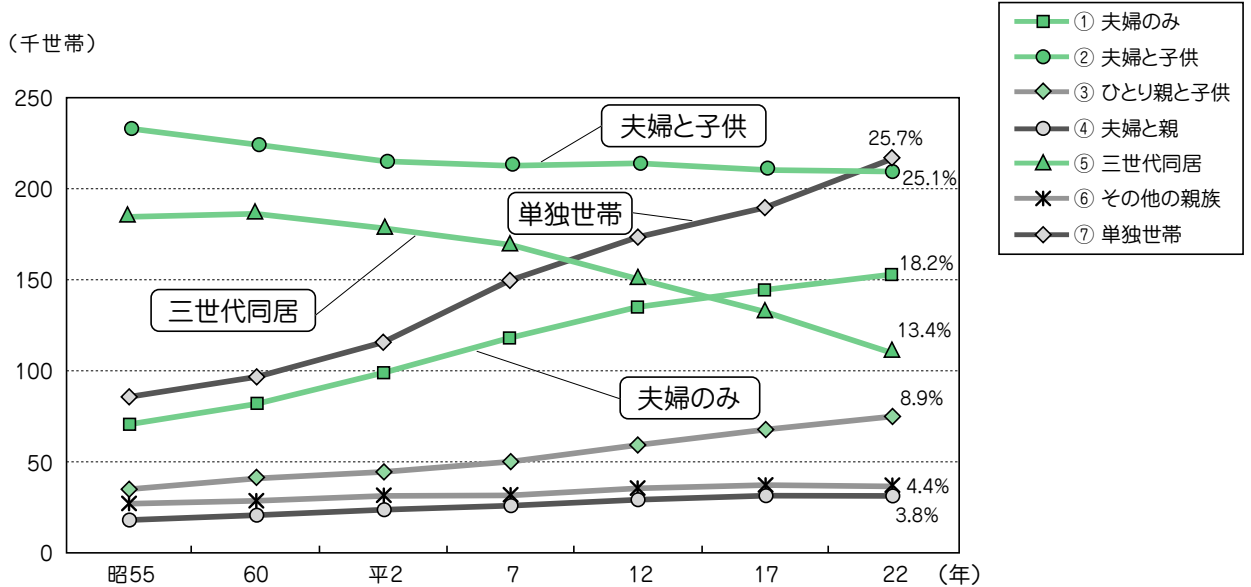
◇世帯数及び1世帯当たり人員



資料：国勢調査【総務省】

一般世帯を家族類型別に見ると、昭和55年には「夫婦と子ども世帯」「三世帯同居世帯」が全世帯の約64%を占めていましたが、以降は「単独世帯」「夫婦のみ世帯」が大きく増加する一方で「三世帯同居世帯」は減少し、世帯構成は大きく変化しています。

◇家族類型別一般世帯数



資料：国勢調査【総務省】

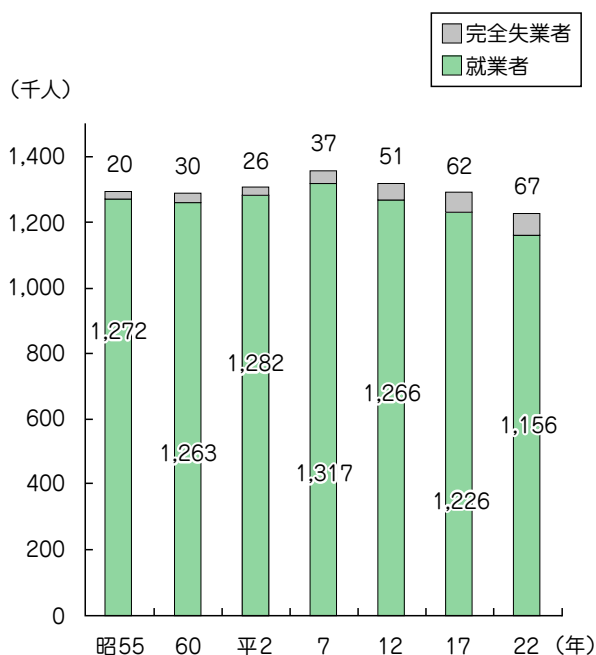
注1：一般世帯のうち、「非親族世帯」を除く。

注2：「三世代同居」とは、夫婦と子供と親からなる世帯で、他の親族との同居を含む。

(3) 就業の状況

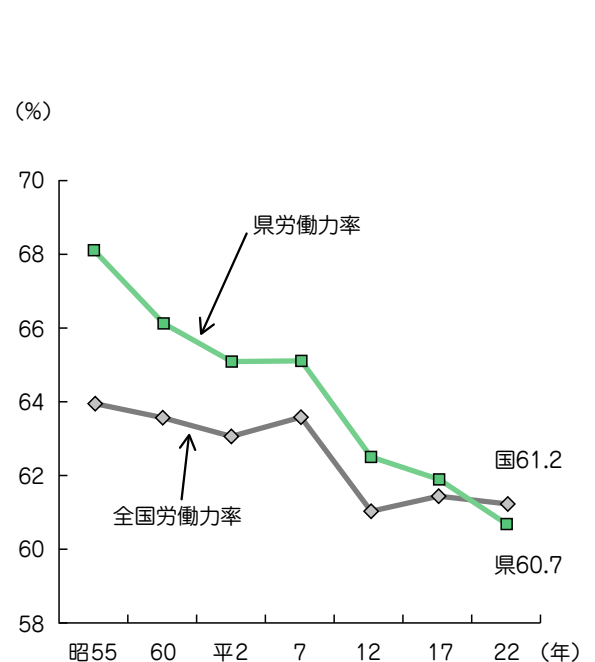
本県の労働力人口は、昭和50年を谷として緩やかな増加を続けていましたが、平成12年に減少し、平成22年の国勢調査では122万3千人となっています。就業者数は115万6千人、労働力率は60.7%で全国平均より低く、長期的には低下傾向が現れています。

◇労働力人口の推移



資料：国勢調査【総務省】

◇労働力率の推移

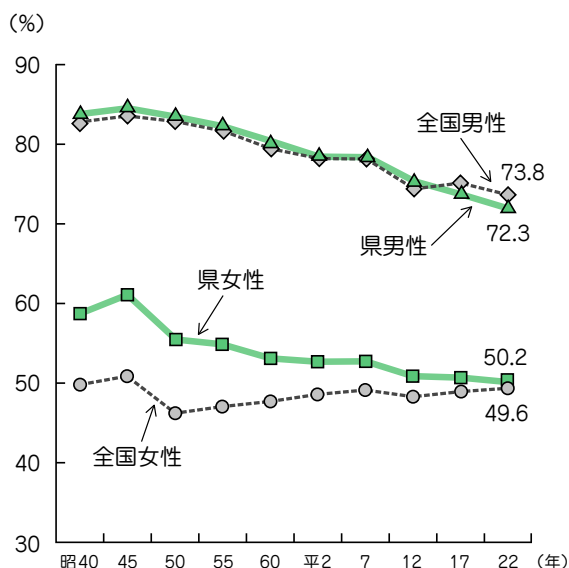


資料：国勢調査【総務省】

男女別に労働力率の推移をみると、男性はこれまで全国と同水準で推移していましたが、平成17年以降は全国平均よりも低い傾向にあります。また、女性は全国よりも労働力率が高く推移していますが、年々その差は縮まっています。

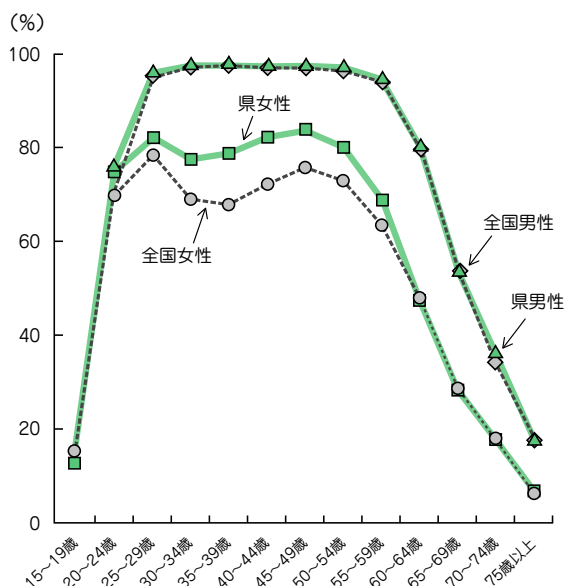
年齢階級別では、男性と違い女性は出産・育児期において労働力率が低下し、その後再び上昇する、いわゆるM字型カーブを描いていますが、本県ではカーブが緩やかとなる傾向にあります。

◇男女別労働力率の推移



資料：国勢調査【総務省】

◇男女別年齢階級別労働力率



資料：平成22年国勢調査【総務省】

\*労働力率：年齢階級別の労働人口（日本では15歳以上）に対する人口の比率。

就業者に失業者を加えた人数の割合。15歳以上で働く意欲を持つ人がどれくらいいるかを示す。

## 4 前計画の達成状況

### (1) 成果指標及び目標数値の達成状況

計画の成果指標である「男女が平等な社会であること」の満足度は、計画策定時（平成17年度）と比較し、平成23年度調査では「満足層」は9.3ポイント増加、「不満層」は9.0ポイント減少しており、計画全体の成果は上がっていると言えます。

また、重点目標ごとに設定している目標数値については、8項目で目標を達成するなど、全ての指標で基準値からは上昇又は向上しており、全体的には概ね順調に成果を上げていますが、男性の育児休業取得率など目標達成が厳しいと思われる項目もあります。

#### 〈成果指標〉

| 項目       | 単位 | 計画策定時 |      | 達成状況 |      |         | 最終目標 |    | 資料出所等  |
|----------|----|-------|------|------|------|---------|------|----|--------|
|          |    |       |      |      |      | 増減      |      |    |        |
| 「満足層」の割合 | %  | H17   | 27.0 | H23  | 36.3 | (+ 9.3) | H24  | 増加 | 県民意識調査 |
| 「不満層」の割合 | %  | H17   | 25.0 | H23  | 16.0 | (- 9.0) | H24  | 減少 |        |

〈目標数値一覧〉

| 項目  | 単位  | 計画策定時   | 現況値     | 現目標 | (計画策定時の目標) | 資料出所等                               |           |
|---|-----|---------|---------|-----|------------|-------------------------------------|-----------|
| <b>【基本目標Ⅰ 男女平等を推進する社会づくり】</b>               |     |         |         |     |            |                                     |           |
| 男女共同参画に関する周知度(男女共同参画社会基本法の名称又は内容を知っている人の割合) | %   | H16     | 41.4    | H23 | 54.8       | H24 100 同左 県民意識調査 県民アンケート           |           |
| 県、市町村、大学等が県民に提供している学習講座等の受講者数               | 千日人 | H17(見込) | 1,250   | H23 | 1,300      | H28 1,400 同左 生涯学習推進課調べ              |           |
| 乳がん検診受診率(マンモグラフィ併用検診)                       | %   | H16     | 4.9     | H22 | 25.1       | rH24 50.0 23.0(H20) ※視触診 検診結果報告     |           |
| 子宮がん検診受診率                                   | %   | H16     | 16.6    | H22 | 22.3       | rH24 50.0 26.0(H20)                 |           |
| <b>【基本目標Ⅱ 女性が活躍できる社会づくり(女性のチャレンジ支援の推進)】</b> |     |         |         |     |            |                                     |           |
| 県の審議会等への女性の登用率                              | %   | H17     | 29.4    | H24 | 35.7       | H24 35.0 同左 男女平等社会推進課調べ             |           |
| 女性人材登録者数                                    | 人   | H17     | 562     | H23 | 775        | H24 750 同左                          |           |
| 管理・監督の業務に従事する者に占める女性の割合                     | %   | H16     | 8.3     | H23 | 9.9        | H24 増加 同左 新潟県賃金労働時間等実態調査            |           |
| <b>【基本目標Ⅲ 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり】</b>   |     |         |         |     |            |                                     |           |
| 育児休業取得率(男性)※                                | %   | H17     | 0.7     | H23 | 1.1        | rH27 3%程度 3%程度(H22) 新潟県賃金労働時間等実態調査等 |           |
| 育児休業取得率(女性)                                 | %   | H17     | 81.4    | H23 | 92.3       | rH27 90.0 85.0(H22)                 |           |
| 育児休業制度を規定する企業の割合                            | %   | H17     | 85.6    | H23 | 91.4       | rH27 100 100(H21)                   |           |
| 県職員の育児休業取得率(男性)(知事部局)                       | %   | H16     | 1.1     | H23 | 7.9        | rH26 10.0 5.0(H21)                  | 人事課調べ     |
| 県職員の育児休業取得率(男性)(教育庁)                        |     | H16     | 2.2     | H23 | 4.7        |                                     | 教育庁調べ     |
| 県職員の育児休業取得率(男性)(病院局)                        |     | H16     | 0.0     | H23 | 2.0        |                                     | 病院局調べ     |
| 県職員の育児休業取得率(女性)(知事部局)                       | %   | H16     | 98.5    | H23 | 100.0      | rH26 95~100 95~100(H21)             | 人事課調べ     |
| 県職員の育児休業取得率(女性)(教育庁)                        |     | H16     | 99.1    | H23 | 98.8       |                                     | 教育庁調べ     |
| 県職員の育児休業取得率(女性)(病院局)                        |     | H16     | 99.4    | H23 | 100.0      |                                     | 病院局調べ     |
| ハッピー・パートナー企業(男女共同参画推進企業)登録数                 | 社   | -       | -       | H23 | 477        | H24 500 同左 男女平等社会推進課調べ              |           |
| 複数の女性農業委員のいる農業委員会数                          |     | H17     | 19 / 40 | H24 | 22 / 35    | H24 35 / 35 同左 経営普及課調べ              |           |
| 女性の認定農業者数                                   | 人   | H16     | 144     | H23 | 448        | H24 1,700                           |           |
| 家族経営協定締結農家数                                 | 戸   | H17     | 1,080   | H23 | 1,430      | H24 2,500                           |           |
| 放課後児童クラブ                                    | か所  | H16     | 273     | H23 | 391        | rH28 392 357(H21)                   |           |
| ファミリー・サポート・センターの箇所数                         | か所  | H17     | 12      | H23 | 20         | rH28 21 25(H21)                     | 児童家庭課調べ   |
| ファミリー・サポート・センターの会員数                         | 人   | H17     | 3,977   | H23 | 5,464      | rH28 9,479 4,700(H22)               |           |
| 介護支援専門員数                                    | 人   | H16     | 1,511   | H22 | 2,826      | rH23 2,021 1,650(H20)               | 高齢福祉保健課調べ |
| <b>【基本目標Ⅳ 男女平等社会の形成の推進に向けた体制の整備】</b>        |     |         |         |     |            |                                     |           |
| 市町村男女共同参画計画策定率                              | %   | H17     | 37.1    | H24 | 63.3       | H24 100 同左 男女平等社会推進課調べ              |           |

※男性の目標数値は育児のために取得した年次有給休暇を含む。

注) 現況値は平成24年10月31日時点で把握したもの。

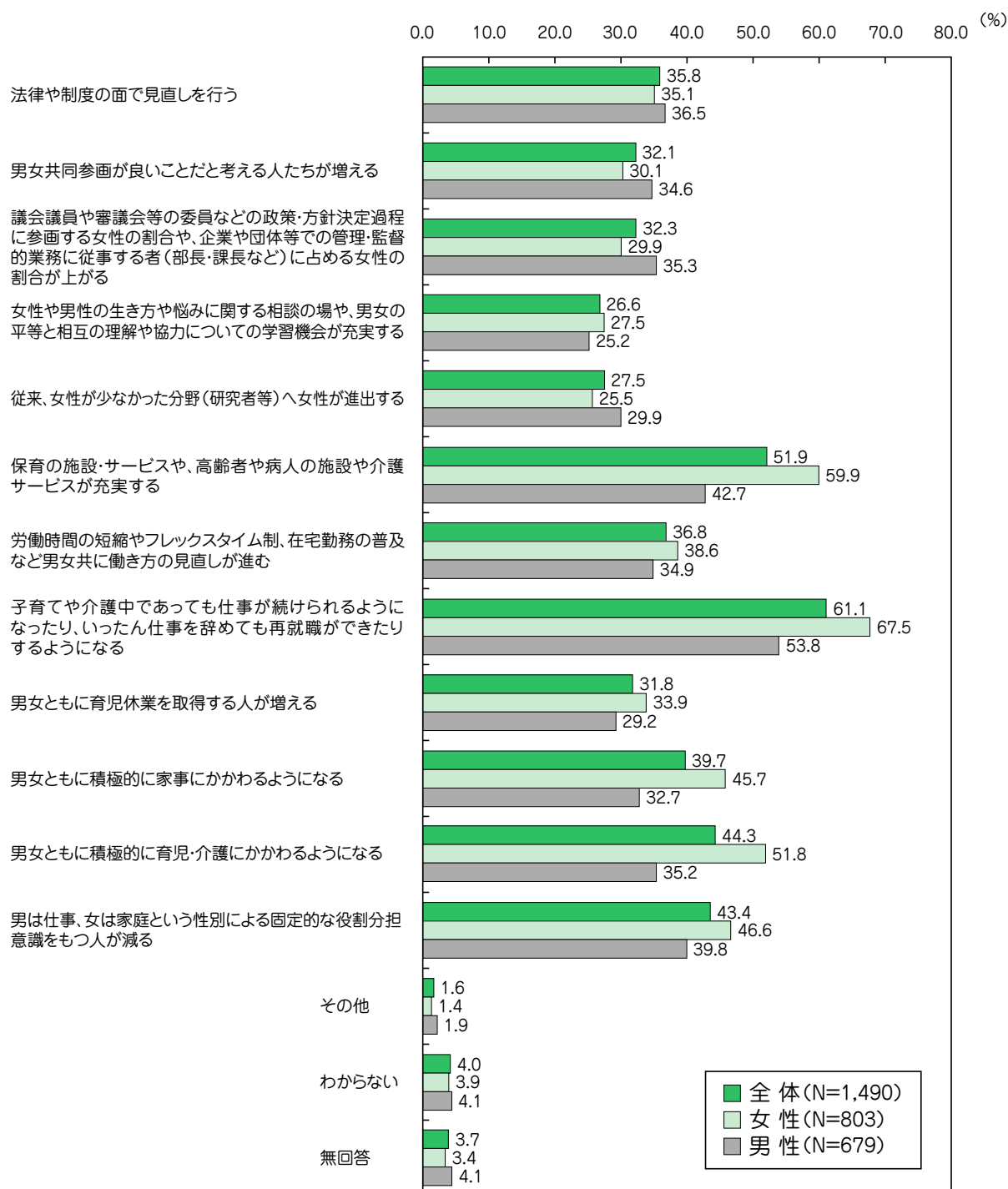
「r」は計画策定後に目標が更新されたもの。

## (2) 県民意識調査の結果概要

平成23年10月から11月に実施した県民意識調査では、「男女共同参画社会の実現に必要なこと」については、〈子育てや介護中であっても仕事が続けられるようになったり、いったん仕事を辞めても再就職ができたりするようになる〉が最も多く、特に女性のニーズが高くなっています。

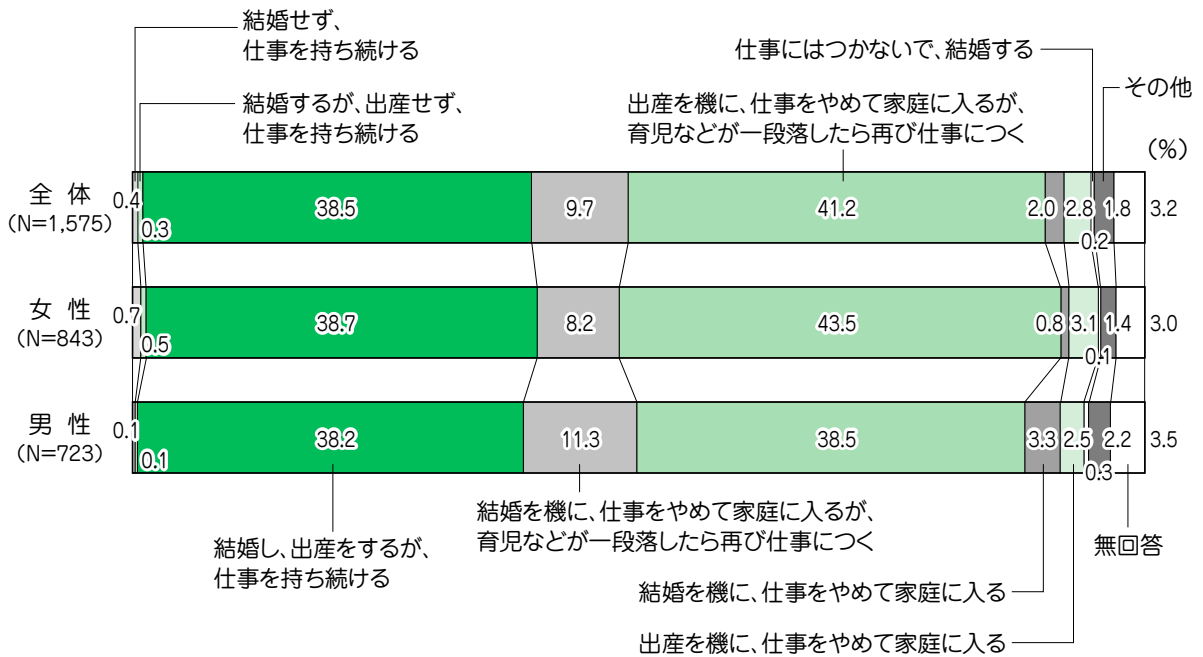
また、「女性の働き方の理想と現実」では、〈仕事を持ち続ける〉の理想が38.5%であるが、現実では33.1%であり、また、〈出産を機に、仕事をやめて家庭に入るが、育児などが一段落したら再び仕事につく〉の理想が41.2%であるが、現実では28.1%となっており、仕事の継続や再就職に関する項目に差が見られます。

### ◇男女共同参画社会の実現に必要なこと

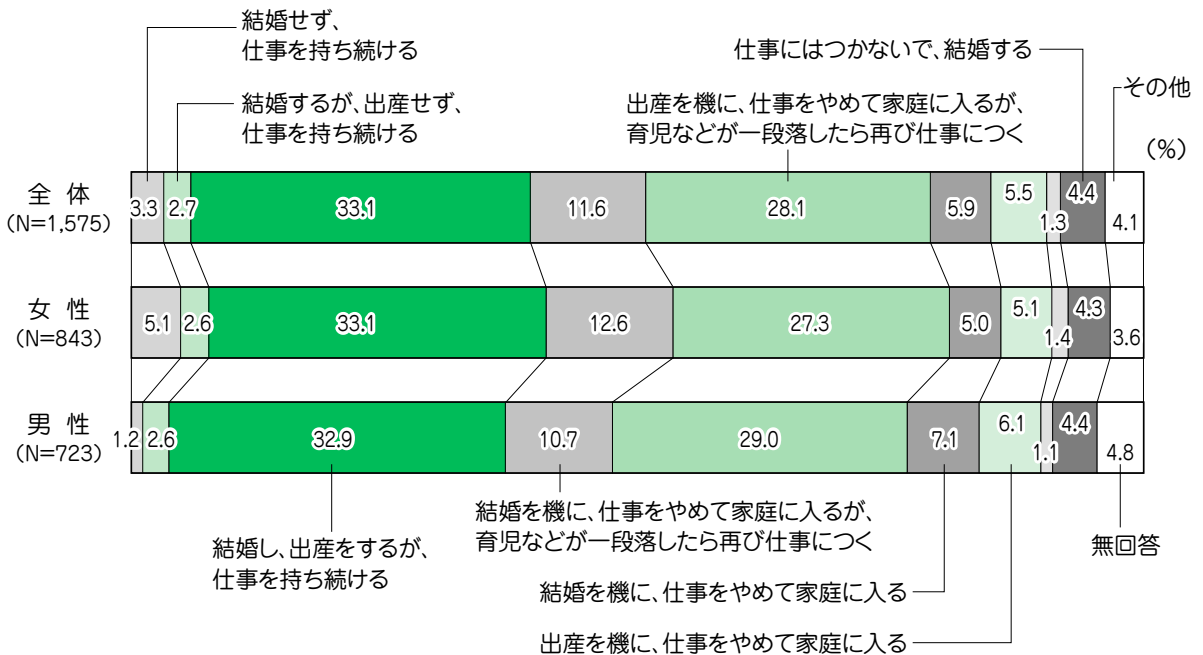


○女性の働き方の理想と現実

◇理想の働き方



◇現実の働き方



資料：平成 23 年度男女平等社会づくりに向けた県民意識調査【新潟県】

### (3) 今後取り組むべき課題

県はこれまで、男女共同参画社会の実現のため、様々な事業活動を実施してきましたが、性別による固定的な役割分担意識は依然残っています。今後も多様な生き方が選択できる社会の実現に向けた施策を進めるため、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）（以下「仕事と生活の調和」という。）の推進、女性のキャリア形成支援、意識改革をそれぞれ密接に関連させ、一体的に取り組むことが必要です。

## 5 計画の性格

- (1) 男女共同参画社会基本法に基づく「新潟県男女共同参画計画」です。
- (2) 新潟県「夢おこし」政策プランやその他の県の計画と整合性を持った計画です。
- (3) 男女平等社会の実現に向け、施策の基本方向と内容を明らかにし、それらを総合的、体系的に推進するための計画であり、市町村、事業者、県民それぞれが自らの問題として考え行動するための指針となる計画です。

## 6 基本理念

「新潟県男女平等社会の形成の推進に関する条例」の基本理念に基づき、本計画の基本理念を以下のとおりとします。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 男女の社会活動を自由に選択できる社会制度や慣行の確立
- (3) 政策・方針の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活とその他の活動の両立
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際社会の動きとの協調

## 7 計画の目標

「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」

本計画では、意識啓発はもとより地域、職場などでの日ごろの具体的、実践的な取組を通じて、男女平等社会の形成の意義について理解し、その推進に取り組むという趣旨で、計画の目標を「男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会の実現に向けて」とします。

## 8 計画期間

平成 25 年度から平成 28 年度までの 4 年間を計画期間とします。

## 9 計画の体系

本計画では、3つの基本目標と16の重点目標を設定します。

| 基本目標 |                                  | 重点目標 |   |
|------|----------------------------------|------|---|
| Ⅰ    | 男女平等を推進する社会づくり                   | 1    | 男女平等意識の浸透                                   |
|      |                                  | 2    | 男女平等の視点に立った社会制度・慣行等の見直し                     |
|      |                                  | 3    | 学校等における男女平等教育の深化                            |
|      |                                  | 4    | 男女平等に関する学習機会の確保                             |
|      |                                  | 5    | 女性に対するあらゆる暴力の根絶                             |
|      |                                  | 6    | 生涯を通じた女性の健康づくり                              |
| Ⅱ    | 女性が活躍できる社会づくり<br>(女性のチャレンジ支援の推進) | 1    | 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大                         |
|      |                                  | 2    | 女性の能力の開発・発揮                                 |
|      |                                  | 3    | 国際的な男女共同参画の取組の理解と国際協力活動への参画                 |
| Ⅲ    | 男女が共に参画し、多様な生き方が選択できる社会づくり       | 1    | 雇用等の分野における男女均等な機会と待遇の確保                     |
|      |                                  | 2    | 働き方を見直し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を可能とする就業環境の充実 |
|      |                                  | 3    | 農林水産業・商工業等自営業における男女共同参画                     |
|      |                                  | 4    | 子育て環境の充実                                    |
|      |                                  | 5    | 高齢者・障害者の社会参画と介護体制の充実                        |
|      |                                  | 6    | 男性にとっての男女共同参画                               |
|      |                                  | 7    | 地域や防災・災害復興分野等における男女共同参画                     |

### 〔参考〕関連する主な県の計画

- ・新潟県健康福祉ビジョン
- ・新潟県人権教育・啓発推進基本指針
- ・新潟県配偶者暴力防止・被害者支援基本計画
- ・新潟県子ども・子育てプラン
- ・新潟県農山漁村男女共同参画推進方針（仮称）
- ・新潟県生涯学習推進プラン
- ・新潟県がん対策推進計画
- ・地域保健医療計画
- ・新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画
- ・仕事と子育ての両立支援のための新潟県特定事業主行動計画